# 歴世女装考　夏

ヲ6
3070
2

門 伊 6 號 叢 3070

竹村

# 歴世女装考巻之二・前編之部

目録


一 象牙の櫛
二 蒔絵の櫛・三ツ櫛
三 塗櫛・青貝の櫛
四 瑇瑁の櫛
五 瑇瑁を斑らに作る起立
六 朝鮮ぐしに・なぐの事
七 横櫛
八 二枚櫛・湯女の事
九 櫛占
十 櫛をかんざしともいひし事
十一 櫛を投て親子の縁を断
附 櫛ハ人に贈ぬ物といふ事
以上櫛條終
十二 神代の首飾・笄
十三 笄を髪の飾に挿たる起立
十四 孝謙天皇の御簪
十五 髪筋をかんざしといひし事
十六 さいしといふ髪のかざり
十七 唐國の釵子


明治三七年九月十七日購求

全可

(十八) 雨てんのかんざし
(十九) 花かんざし
(廿) 今の如くかんざし残さまたる肇
(廿一) 南天樹の釵子
(廿二) 歩揺 簪
(廿三) 後刺・青龍刀のかんざし
(廿四) 裁細工の花かんざし
(附) 髷結ひ・前刺
(廿五) 釵に耳搔を作り添し始り
以上首飾終
(廿六) 神代の髪乃風
・古今種々の髪妝風三の巻に直る


巻之二目録終

# 歴世女装考巻二


江戸 岩瀬百樹 編撰


## (一) 象牙の櫛

今市中の婦女おしなべて象牙の櫛を刺ものは是は和漢とも甚古し御国は【延喜式の弾正式】千年の古書「凡内命婦三位已上聴用象牙櫛云云」とあり案に当時今の如く瑇瑁の櫛なければ象牙を重くはせられし三位已上ざうげの櫛を聴し玉へど三位以下は木櫛なる事推てしるべしこゝに櫛をゆるさるとあるは平日挿をゆるさるにはあらず帝へ御倍膳の時のみ櫛を刺ありしも世々の御制也倍膳の時是におづる女中のみ垂髪をむすびあげて額へ櫛を刺ありしゆゑにさす義なるべししかしては髪の毛御膳具へおちて穢やせん又は髪の毛ぬけかゝりたるをとゞめんとかせしにや其手けがるゝゆゑ櫛もてかきはらはん為にもあるなり【江家次第 大江匡房卿 延久以後の】御儀式の記 立太子の下に「幼宮時女房四人為倍膳上一本髪女蔵人四人以上傅供」とあり

又禁秘御抄（順徳院宸作・案るに河海抄に此御記を引て建暦御記とあるは此帝御即位の時なるべし按に此御記は建保六年に成る物也考証文多なれば省く）御膳の事の下に「女房上髪三位已上釵子許暑氣頃凡臈不上髪」とあり 案に髪をすべらかしおくは常也それを取上げゆふは御まかなひの時なり 案に今貴門にさぶらふ女中の表使といふ者のみ櫛を刺も右の事の遺風にやあらん 又源氏（末摘花の巻）に末摘花のめしつかふ女中のさまを源氏君見給て「ほそき小櫛をさしたれて、けしからぬひつき。内教坊・内侍所のほとりに、かかるものどものあるはやとをかし」（可愛 孟注に・はまむら法式をそむかざるなり 明註に・倍膳に候ずる者をさすと本儀也）又枕の草子（あてなるもの）「さしぐしみがくほどに物にさへてをれたる」（障 折）とあり磨くとあれば象牙の櫛なるべし 又類聚雑要抄に大治五年中宮立后（中宮より后になり玉ふ俗のよめ入り）御料具の中に御櫛品々ある内に象牙の櫛もあり此等の事をもて推て千年以前も今とおなじやうに象牙の櫛をさしたるなるべし 近くは俳諧かくれ笠（延宝三年集 同五年板）「いざ取りて麻は青笄ん 塗り笠駄付象牙の小櫛綾竹筋の露」又人倫訓蒙圖彙（元禄三年板 職人之部）櫛挽の

圖に「櫛は伊須・黄楊等其外諸の唐木・象牙・玳瑁を以て造り蒔絵金具を以て彩り各下細工人あり唐櫛は唐より渡る其外大坂長町にて造る又挍槃是を商ふ也・竹・角・象牙・鯨の髭抔にて造る」とありかくいひしは今より（弘化四丁未）百五十三年以前なり當時はいまだ笄を飾に刺ざりし事・竹・角・象牙・鯨と有にて知るべし（本文に挍槃とあるは誤字なり備がくへの条に委し）又一代女（大坂伊原西鶴作 貞享三年板巻三）暗物女（後年の名を提重といふ）といふ者のさまを「顔に白粉眉に黛髪は尺長の平髷を畳にかけて梅花香の雫をぬぐはせ象牙のさし櫛大きくてよろけ気をつけて揃へ」とあり今より百八十余年前のむかしはいまだかかる櫛はさらざりしゆゑに笑を賣女さへ象牙の櫛をさすを「よろけ気を付て」といふ事あり（是は大坂 江戸も此頃及ばず）象牙のくしなる事は今におなじけれどもむかしは今のやうに女と見ゆる者は必ず櫛をさしたるにはあらじとみえて・（吉原の妓天明の比は正月二日の礼のみ象牙の櫛笄ありしはおのおの目睫にあらん）延宝・天和・貞享・元禄（此間廿二年なり）の間浮世絵師菱川師宣が肉筆にも板本にも女の櫛をさしたるを見ずまして元禄のゝち卅年

年を歴て正徳にいたりては西川祐信が女絵に櫛をさしたる図往々見ゆ是より
廿年ばかりのち元文以来の絵には猶更さしたるを明和にいたりては三都の市中
翁媼櫛をさして風俗になりし事其頃の絵どもみてしらる因て思ふに今の如く市中
の女ばかりは櫛をさすことなりしは八十年以来の風俗にて櫛をさすは紀る髪をかれ
ばくろかん為の私事なれば清まりて無禮なりされバこそ武家みてハ櫛をさゝねを禮儀
とせし也前に引る延喜式に「櫛を用ゐ腰」とあるにても櫛をさすの私なる證しなる
べし然れども今市中の婦女ハ櫛を禮儀の物とし嫁入り道具の一ッにかぞへるハ
僻事なれど時勢の風なればさてありぬべし 頭のかざりなりとハまさる也今ハ次のみべし ○西土にて
象牙を頭の飾りとせしことは 詩經偕老篇の註に 象揥・女子ハ首に著男子ハ佩之と
あれバ後の物には櫛もさんたるかとかれぬき置すれどさのるいとて棄つ

## (二) 蒔繪の櫛・三ッ櫛

蒔絵ハ唐土に描金といひて 描ハゑがくとよむ字也 和漢ともいと古くよりありし物也さて古言に
いふハすべて其物を美称詞なれバ万葉集に・玉櫛・玉小櫛など賦しは玉にてかざり又ハ
まきゑなどしたる櫛をいひしにや木櫛を玉とハ称まじと思ふる建禮門院に仕へし
女房 右京大夫家集 に「やしまのおとゞとのゝやのつたやうめる程の人中納言と聞えし
ころごせちのくしをこひきこえしたりしをたぶとてあるのうすやうにかけるをかんぬ紙
むすびたるくしにしるかなのかゝりぬにかゝてあしにたしたる ・あしわけきこえる
小船よりのふかきぞをよすると思ひき ・あしわけてむかしせけるは小舩をもれるなかあしわ
いろつくでゝある」とあるに「あしわけをぞぐるむすびたるくし」とあるハ蘆分小舩を描金しある
櫛ときこゆ然るにまた 枕のさうし に「さしぐしむすばせておかしげなるも又
うせしおのへ人ハ我身よりまさりてうせし」と有り此むすばせとあるも総てせ
なる櫛の事ときこゆ推量するに三位以上ハ象牙の刺櫛なれバ三位以下ハ木櫛
なるべく車輪に及ぶばかりまで無地の木櫛にハあるべからず塗のまきゑなどもあるらん
・むすぶとハ結構の文字にて物を作る事にや浅学なれば知る得ず又

雅亮装束抄 上巻 五節所の事といへる下に「なまくし・まさくし」とあるハ形物なる木櫛蒔絵なる木櫛と聞ゆれども今に伝はれる櫛ハ七八百年来ありへ歴し物也 元服法式 永禄年中の物写本 「櫛ハ二ツ一具なり中器 御櫛三ツ・解・簾・細・桐・蒔絵也解ハときくし簾ハまき絵櫛なり細ハほそん櫛なり」とあり今もいふ二ツ櫛の名古き事なりとて簾とあるハ今もいふ唐櫛 又まき絵の事なるべし簾とのいふハ歯をば竹にて作りて簾に似たるゆゑの名なるべし唐櫛とハ此物始ハ唐土より渡りしゆゑ之 正字通に「竹篦除髪垢者」とあり又近くありしまき絵のくしハ 諸艶大鏡 貞享元年大坂板 西鶴作巻の四 大坂の湯女ども色好みの客の紋所をまき絵になる櫛をいくつもこしらへおきて客の来る毎にて其の客のかん所の櫛ばかりさす事をいへり又 一代女 同人作 貞享三年板巻の三 大坂新町の遊女ら蒔絵の紋櫛をさす事ありしをのべり又 俗つれづれ 同作 巻四よ庵形の木櫛に切金入りの折菊を蒔絵になる櫛を町の富家のむすめがさすといへり江戸にても享保の比まき絵櫛流行しと古老語れり又櫛の峯に銀の覆りんをかけるに蒔絵したる物もあり明和に至てハまき絵まされ堅ハ一寸又六分横六寸計りの甲の鬢かうの櫛もありしとぞ 横長のくしもありたるハ根に艸にも見ゆ 天明より後文化まで四十五年の間ハまき絵のくし世にすたれ近年むかしに入りて蒔絵の木櫛もあるハ民間模様といふべし

## (三) 塗櫛 ・青貝の櫛

○塗櫛も古し 明月記 定家卿の日記也 写本にて流布せり 建暦三年十一月十二日の下に 今より六百余年まへなり 「今日風流櫛構出贈之按察火桶 細註 押錦以櫛為炭以白物為灰櫛廿枚入之 下略」とありこゝに風流とあるハ俗にいへどもおもしろきかざり物といへる事 風流の事 百練抄巻十五にも見ゆ なり安察火桶とハ大なる火桶の事なるを細錦にて押櫛を炭とし白物を灰と見せたるが櫛ハ廿枚入りしとあり是ハ五節の舞姫に公卿たちおのおの風流をつくし引出物として帝の御前ちかきあたりへかざりおきし舞はてゝのち舞姫にたまはるなり雅亮装束抄五節の事といへる下にも「風流・心ばへところにあり」と見ゆ・さて定家卿の風流ゆゑ櫛を炭と見せしハ黒ぬりの櫛

なるべし火桶なれば朱塗にして火を盛ておくしなるらんけれどもぬりたるも 
百年以上よりありし物なり又青貝の櫛をも古し【落久保物語】巻四に「貝すりたるくし」とあるは青貝の櫛なり此外にもなほ○周云五節の舞といふ事は大内にて毎年十一月中の丑の日より辰の日まで四日の間御儀式あり辰の日は公卿の家々のいまだ男せぬ未通女をえらばせたまひて舞をせさせたまふ是を豊明の節會といふ

## ㊃ 瑇瑁の櫛 俗にいふべつかふ

瑇瑁の櫛笄御國の古昔にハ所見なし但し装束の石帯に用ひしハ古くみえたり瑇瑁の瑇の字玳に作るハ俗字なりと字書にいへりおなじく毒の字に从を唐土にて忌しかるにて【異本枕の草紙】に「きうふのけしき」とあるハ玳瑁の櫛ならんかとおもへどいまだ考証をえず又【新撰六帖】光俊「河の瀬に浮たる亀みけし櫛ぞ見し世なからのすがしなりける」とよみたるも玳瑁の櫛ときこえ

あれど按ずるに是ハ西土晋の世の干宝が作の【捜神記巻十四に】に見へたる故事をよみたるなるべし其ひさしき亀のうたがふハ刺櫛のやうなりといふなり其故事ハ漢の霊帝の時江家といふ所の黄氏が人の母盤中に浴しく久しく不起変じて黿と為婢驚き走りて家人に告る比の間に黿轉て深淵に入りぬ其後時々出現すに初浴せし所一銀釵を簪けるに猶其頭にあり於是黄氏累世敢て黿肉を不食」以上捜神記一条の全文を和解す 此釵の故事もあれば浮たる亀も櫛のやうにみゆるとの心の奇ときこゆ 此哥の事学友山崎美成ぬしが著たる天保十年の頃板本三巻雑記巻の三にみえたれども先年抄録しおきたるがかの書にあらはされバ六日のあやめ也けり 玳瑁の櫛笄西土にハ秦漢以来ある事諸書に散見漢の武帝の時宮女頭の飾鳳頭の釵孔雀の搔頭今のかんざし雲頭の篦瑇瑁にて為之と【粧臺記】にもみえたり又【格致鏡原】に晋の東宮旧事を引て「太子納妃有瑇瑁梳三枚象牙梳三枚あり」とあり 猶あまたひくべけれどもうるさし 御國ハ中昔以来四百年前京都室町家の旧記どもに女中の事どもあまた

されど髪のかざりにハいまだ笄を用ひし事更にきこえず案るにたゞいまハ笄を髪のかざり
物に作りたれどむかしハ髪の結ひ風いできその後びんつけ油といふ物もいできたるよりの
事なるべし 髪の結ひ方・びん付油の事ども下にのべし 笑委集 天和年中の作写本巻の十二に「七がいでよろしきむすめぐくまハ
馬上のさま たゞ今ハ羽二重白小袖郡内のごだん嶋あさぎの糸にて縫たる定紋の三ツ柏
五所につけ桃色の裏付て一尺五寸の大振袖を上にかさね横巾ひろき紫帯
二重にまきたると引まはしうしろにて花むすび黒髪嶋田とやらんに中ひあげ銀の
やうに蒔絵したる玳瑁の櫛さして前髪をわけ入紅粉を以て面をいろどりさも
あでやかにいでたちけり」とあり其頃にいたく玳瑁の櫛をかざりにはやりたる時代を知るべし
此書俗作なれど万治をさる事遠からぬ人の實記之本文に七とあるハ人の名なり之馬上の事ハ天和二年三月なりけるよし此むすめの事にてその一挙本書に詳しく記りし也 小袖の
長一尺五寸を大振袖といふよしハ昔ハ袖のふけみじかゝりしゆゑなり振袖乃
起立沿革の事どもハ衣服の部にのべし。さて前にいへる櫛の價廉かりし
証拠ハ 諸艶大鏡 大坂の西鶴作 天和二年板 三の巻大坂の蓮葉女の 宿屋のめしもり也 事を「為…の

けし櫛が本蒔絵にて二匁五分ぐらゐするなどとしたるくやせわしなきこんにて恋もさめぬ
べし」とあり此比及ハ一枚甲の挽抜なり其外の櫛ハ本蒔絵するが二匁五分なり
元の字ある故久しきまで二匁とされバ此頃のふつうの櫛一枚一匁五分
也又 賢女心の鏡 其碩作延享板 抄録巻次を脱す 姑が娵の髪ゆふをみて「わしハ此年まで髪の中
に小枕の外ハ蒔絵の木櫛に黒き笄をさすべし けして花をかざりし要のなき
ものをこれバ透玳瑁の櫛をさし笄の外にかんざしとやらいふ物何の用にか立つぞ」
とあり是ハ此作者が此姑を六十四五として花をかざりし元禄のむかしの質素を
いひ出て時に當る延享の婦女を風諫せる文なり 元禄と延享の間五十年むかし 以て花美に移
りし形をしるべし此時より廿年ばかり後宝暦に至りて稍ゝ侈靡になりしとみえて
俳人容儀 宝暦十三年京板 芝居見物の所に「はれ七匁ほどの櫛をふみつぶいてしまひ
けるのそれにつけても此櫛さす事があると取込の中での丈婦いさかひ」とあり
おのれに七匁の値の櫛あるべし是も作者が時世の風俗をうつしし也右に引

なる書の天和二年べつかふの櫛一枚五分なりしに八十年ばかり後宝暦にいたりて七両の櫛あり驕奢太平を追ふて見ゆるも猶べつかふの櫛笄の変天和あたりより以来の浮世草子にあまたみえたれど例のうるさければ不引

瑇瑁を瑁に作るハ非なり

## 五 瑇瑁を班なしに作る起立

瑇瑁を通じて鼈甲といふハ誤なり鼈ハすつぽんの事なりけれどたいまいといひてハ通用せざりしやらんべつかふとのみ云ぬべし瑇瑁ハ四ツの肉翅を以て手足とす下の図を見て知るべし雄を瑇瑁といひ雌を紫蠵といふ本草南海に出る物といへり本草記聞の説にハ「蠵亀に能似て頭に嘴あり鷹のくちばしの如し前足長く後足短し皆鱗あり爪あり背甲ハ亀の如し甲段々に重りて十三枚あり舶来なるハ片々なるのみ又全軀なるも舶来せ」といへり此物ハ日に近き事五六度の事高さなる大熱国・已丹・真臘あたりに生ずるよし物産家のいへり和漢三才図会正徳二年板巻四十六介甲の部瑇瑁の下に「近頃工人継櫛歯折者聊不見其痕但炙温接之耳」とありおのれ寺嶋良安翁此書を作りし頃今の如くべつかふの透かしのみ断截接合変あらバ右の文の下へ其事をのべおかれざらんや折るを接ぐ事のみにて今の職術ハあらざりしとみへたり然ればまりよせくはぐ事ハ何程の比及にやあらん其源を尋ぬべしと正徳今より百三十年ばかりまへ以来の書どもを俗にいへちどぐさずしに尋けるにありげにおもひしかハあらでおもひの外なる俗書にて一証をえたり嬉しかりしゆゑ抄録に年月を記しおきつるハ今より廿七年前文政四年巳の十月九日の夜燈下にてなりみる書にぞありける其書ハ小児養育質気安永二年板全五巻作者大坂永井堂亀友案に此名ハ亀の櫛といふ意にて作者の私構なるべし巻三に「去に東都十軒店の辺りに亀屋九四郎とてべつかふの櫛細工の上手瑇瑁の照りによりて面を二ツ三ツ程の櫛をもつぎよせ少しもみえぬ事に仕立商人名細工人中暑二月晦日に京へ上りしに此

和漢三才図彙所載瑇瑁図・全甲真物を見てうつしおなじけれど大きさ是に同じ

俗にいふべつかふ甲一枚の大きさ女扇ほどなるを大とし小なるもありとぞ

○象牙の櫛

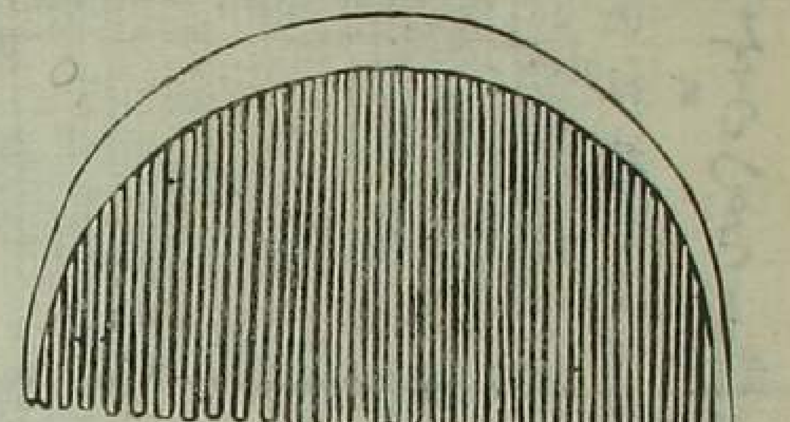

・類聚雑要巻の四にあるの図あり大治五年中宮立后の御料具の一ッなり傍註に櫛の大さ幅一寸八分竪の寸法なくして髪上げの料用ふとあり・本文に「以牙令作令進給了」とあり是象牙の櫛なり前に引たる延喜式の象牙の櫛を髪あげの時ゆふ玉ふとあるに符合せり

○頼朝卿の室政子御の櫛

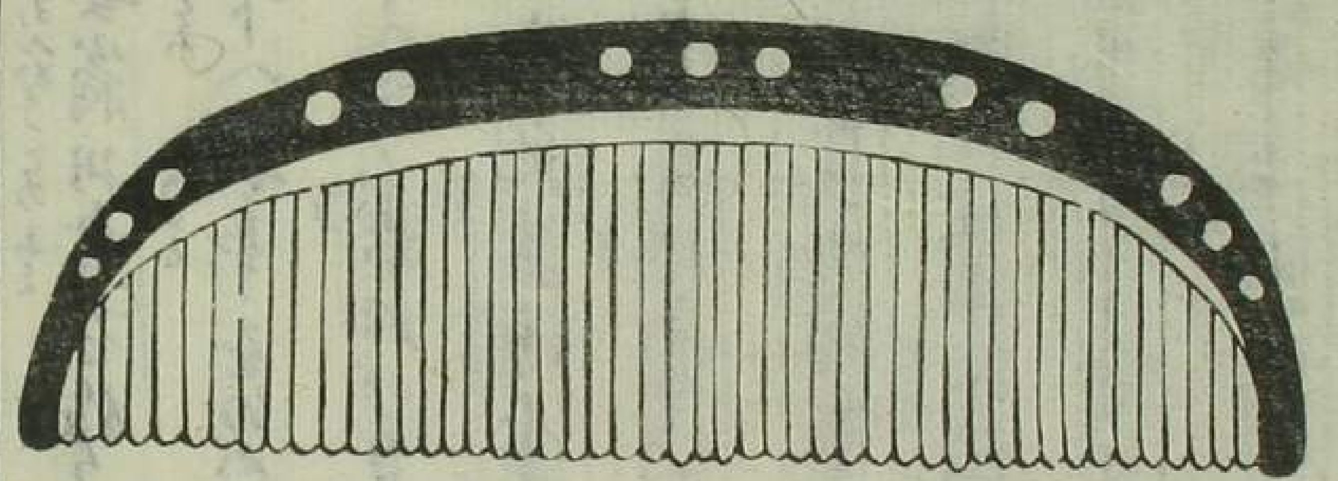

鎌倉志巻の一に此図を載て曰「十二の手箱一合小道具いるゝ箱の内に図の如くなる櫛三十あり」ト云

・古樹按にかくいひしは此書の作者河井友水が此櫛をみたる延宝四年の定なり 本文 櫛の経三寸八分余高さ一寸二分厚さ二分櫛の背に浅くほりたる穴十三あり元は青貝をいれたる物にて今ぬけたる跡あり間青貝のこるもあり穴のならび皆三二三二三とあり 木はイスといふ」とあり好事家此櫛を摸作して流傳して政子形と唱へ世にもてはやしは寛政の比なりき是より市中の櫛一変して今にいたるは政子が産出したる孫なるべし

○或家の所蔵 真鍮の櫛 初代安親作

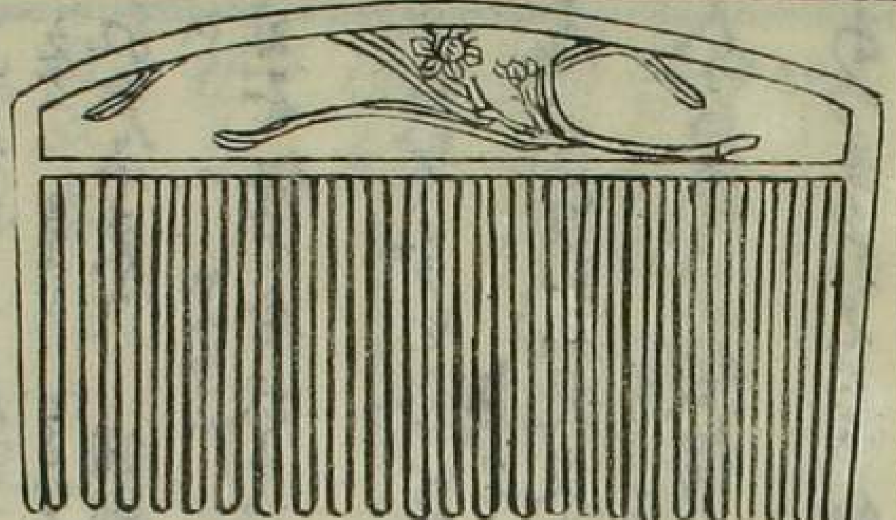

小縁金鍍水仙陽彫透し両面同じ櫛の寸法図の如し・奇品なれば爰にのせつ

金工名譜を按るに安親と名つくるは四代あり此櫛の作人安親は奈良利長の門人辰政が弟子也本国は羽州庄内の産土屋弥五八といひ入道して東雨と号し延享元年甲子九月廿七日没行年七十五浅草誓願寺中林宗寺に墓あり彫物の名人なるは世にしる所也

○享保八年京板西川祐信筆絵本百人女郎に此図あり島原の太夫同新造とあり

・今弘化四年より百二十四年前より櫛は二枚行しぬれども外の女は髪のかざりはじ笑を賣る女なるゆゑかくの如くにて むかしも此質素なるを知るべし此書中に東都北里の遊女の図もあれど二枚櫛をさゝず依てみれば北里の二枚櫛はのちに京風のうつりしなるべし

しるべをたのみて覚し職をそだちけるが廣く京にまさる者のなく鼈甲の細工
ゆゑ人にしられ小間物問丸の大商人ども九四郎が細工を称美せざるハなかりしを視
たる次の日旧友玳瑁楼照義老人のもとにゆきて（中橋の辺りに住て真顔門人にて俳諧哥の外書画を好ミ又古刀の鑑定をよくす今年七十九歳雅趣ありて篤実の翁なり）右の書面の事を語りて接合事の起立をたづねやと
尋しに翁謂やう我家ハ今に三代玳瑁の職を業とす父ハ元文元年の生まれにて
享和十年酉のとし七十七にて身まかりぬ父がわかきときかたりしハ享保の中比長崎より
江戸に来りし四国の六部なる人職の者にやどりありて杖をとゞめしうち病に臥し
日を経て全快したる礼謝にとてべつかうをつぐ法ををしへしよりはじめて櫛笄のをれたる
をつぐ事をおもひつき弟子にもつたへ世におこなはれしが今の如く切抜つぐ事ハ
なかりしに元文年中にいたり職人の中によせつぐものいできて近きころまでハ
今の世のに鋏拐をもちて継事ハなかりしゆゑ継ぐ所あるを接ぐ日あるを接ことに
あつまりかたるく鋏を拵て継ぎたがひに助けあひけるに仲間の内より一人他の力を
借ざる人よりハ多く細工をなせる者ありし故其術を尋しに秘して教ざりしかども
職人賭に身をやつし細工道具を箱に納錠封して質入にし京へ上りしのち絶て音
信なかりしゆゑ職人どもいひあはせかの質物をうけ出し箱をひらきてはじめて道具の
便利なるをしりけると父が聞伝へしとてかたれり其のち父が廿四五の頃（宝暦十三年なるべし）
班なしの松葉かんざしとて

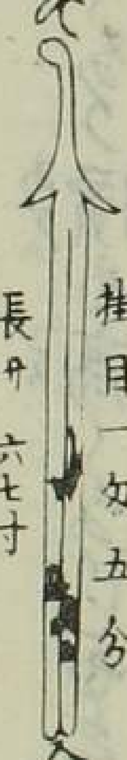


今にくらぶれバ甚細きかんざしを
四五本作り問屋へみせける内を一本ずつ京へ手本のためにせしに江戸京とも追々
註文ありて松葉かんざしを専ら銀にても作り足かんざしも形ち物のごとくしたり
ありと父がいへりと照義翁かたりきすこぶる和漢三才図会にいへる如く正徳
年中に歯など接ぐ大坂にてハありしが江戸にてハ継ざりしを享保にいたりて其
術江戸にて継より元文中にいたりて班なしに集接術弘まりしハ今より百年前の
事なり其もく此玳瑁といふ物珠玉の如く集接のならざる物なりしバ今の世の
櫛笄も引抜の一枚甲なくんば継ぐべく持なるゆゑ美麗を飾ぶり婦人身に属

重價第一の物となりける嗚呼玳瑁婦人を悩ますべしされど又かんざしに形の
飾り物として流行しハ松葉なりしに今ハさしこみとて便利なりて鶯ハ梅に初音せるを
ひ蝶ハ菊に翅を動かすおかしきも國澤の餘滴ぞかし

⑥ 朝鮮べつかふの事

照義の話に朝鮮べつかふといふハ朝鮮にて産する水牛の角に肉付の際によく
瓏て玳瑁の色にまがふゆゑ是にて櫛笄を作り真甲に似せしゆゑに朝鮮
べつかふといふなりかかる事を創製ハ安永の末ごろなり（今より七十余年前）其のち朝
鮮の水牛渡りすくなくなりて價も高くなりしゆゑ天明の頃より和産の牛の
角を用ゐ是も肉付のまゝにて瓏ゆゑなり職人是を地板と唱ふ其のち天明の中
頃になりて（今より六十年前）馬の爪をも用ひ是を職人ざつと唱ふ馬爪の略言なり道に
石なく平坦なる所にて使ふ馬の爪ハ殊に瓏も照もよく牛の角に勝る（江戸練ちまの馬の爪）
上と是を肉の肉ざし外ハ真甲の腹甲を皮として笄などに作る事になりたるが
近年ハ細工上手になりて笄など四角なるもののみ流行しを本末とも六分をつむぎゆゑに
素人目にハ真偽わかちがたし然れども知れる人ハ二年ほどにて照も瓏もぬけて馬爪の
馬脚あらはる又爪甲とのみいふハ真甲の背の所の甲なりおなじかたちなるみ
形物に継るに用ゐ又腹甲といふハ真甲の玳瑁の腹の所なり玳瑁ハ全躰の甲なれど
甲も三十六枚あり（甲の数日本に近き此説是なり）支那六七度なる大熱國巴丹真臘にのみ
産する物なりけるゆゑにや熱をこのみ露などの潤を嫌ふ今ハ京にもあらず
なる後のぞきみにかけてもなべ流るゝ所もえぬやうになるなりと照義老人いへり
・今より六十年ばかりまへ天明の頃ハべつかふのさしかんざし路上を呼びありきしを
今七十余の人ハおぼえあらん今ハける者なし以玳瑁の價の貴躍をしるべし

⑦ 横櫛

今市中ならびに女櫛を斜に挿を横櫛と唱へてよしある女中ハ假にもせぬ事
なりよこぐしなるハ心様も推しられるとまで言はれけるなりしも流る例あり

大和物語（此書ハ八百年あまりまへの物也）風吹だちの歌の下に「女のかみのいとながかりけるを業平ありしをみしくいつ
さりけるがつましくてだてり。きそかいまみけるを見ればいとあやしきさまして小袖
きて、大ぐしをつらつらふきかけてをり。ぐしもいひあへずけりのみじくおもひて
きぬけるまりけりだ。きりなけり」とあり。こゝに清らぐしとあるは横面櫛なり。横に
大なる黄楊の櫛を刺て居たるにはあらぬ。文意を推ハ業平此女にあひ附は
いとくしくよそおひをかざりしに、今これはよこぐしみだれ髪あらはなる清らか
飯をもりしものあれば見るてもかへさず門口より帰りしとありけるばかりつらし」
といふ横櫛のまうけぞおもかく婦く書しくて大方の数を顧ひ。又大鏡（文徳天皇より後一条帝までの事をも記したる物）「一品宮（皇女禎子 三条院の）の御…のおほせまゐりけるに弁の乳母の御供にさぶらひ
ぐしを左に清れなりけるぞ。おとよ（おとゝハ子どもをよぶ詞 乳母中将など名にも也）などくしはおくれたる
ぞところを出せられ」とあり是横櫛なり清きぞ世にくしの故実ある事
あて私にさすのハあらぬぞ右にさしそへたる紙のまされて左りにさしたる中将三条院見
とがめたまひて、などおくハどのまゝひざるあり（物忌とハ物忌を櫛に付てよとふに清まで更あり是ハ物忌の二字を紙に書く細くたゝみさゝと櫛に結ひ付る俗にいへどまもりの守り也物忌とハ鬼の祟るをきらふ古書にみえたり又玉海にも齋のことは仏法による事のよしみえたり）
雅亮装束抄（上巻）五節の舞姫の下に舞姫櫛を横に刺事（物忌を櫛に付かさねなどにもさしたる也）の所に櫛の事ハ「長き六七寸なり
そのたけ五分ぞ上の紙の方へよく挿してあげてかみをさしするとを十寸」
とあり「挿しあげて」とは

上櫛をかくひくき代挽串也頭に清まで上さしよし
為なるべし西土にも唐人の句に「鬢挿玉梳新月曲眼含珠淚曉花濃」又
宋の秦少章が「斜挿犀梳雲半吐」又御国の横櫛を清朝にかく詩に
賦りたるハ外國竹枝（照代叢書 甲集二収ム）「綰髪塗牙已嫁郎瑁梳横掠坐蘭
房」又明人王圻が三才圖會縛の下の織婦横櫛さしたれば西土にも古くよりあり
けんなれどそこには明和以前の絵にある所見なしとそもかくもよこぐしハ中げ
まで如の梳もきこゆるぞかし
○博識の聞へ高き学友静盧翁が著たる梅園日記（壬午年 癸版）巻の一にも

櫛とある一条に弁の乳母が横櫛も五節の舞姫がよこざしもうまされ
どなのきも先年抄録しおきたれバこゝに引いでの此書ハ刺にむくれ
ぬれバ勧説に似く六月のあやめを引の

## ㊇ 二枚櫛・湯女の事

二枚櫛を刺事ハ遊女のこれ態なれバ弁ずるハよしなけれど筆のついでに
記も【事跡合考】(延宝三年柏崎永以作 写本見しハ四乃巻)「古老の傳に惣じて駅亭の類ハ其
辺戦場となりてハ勝利方の大将首実検する時ハかならず女どもが其首を
あらふ事也(中略)遊女が二枚櫛さすハ一枚ハ首あらひの時用ゆる櫛なり」とあり
勝たる附用とあれど二ツ櫛ハ吉器となすべし又一説に【箕山大鏡】(延宝六年大坂の人箕山作写本)
「六条の附(今の島原六条よおりし附をいふ)名家亜口の御髪に櫛をさゝせたまへる後世の附の
寛文傾城ども見てはじめつるよし尊子八千代遊女にかぎりき」とあり此説に
拠る遊女等櫛をさしそめたるハ今より百八十余年あなの事なり。さて二枚
櫛ハ大坂の湯女よりはじめたりとおもふ事ハ【㛂ろ物語】(寛永十八年板全二冊 珍書也蜀山翁所蔵)
をそじめ是なるなまる物を参考せしに天正十八年大坂にて風呂屋といふ事いで
きて湯女とて女ども入り来る客の垢をすり髪をあらふ(此頃の男ハみな茶せん髪にてびん付油なき世なれバ湯に入るたび必ず髪をあらふ)
ゆなに髪あらひ女ともよべり髪をあらへど結ひもするゆなに
櫛をさす事此湯女寛永の中比にいたりてハ容色を餝浴客等が酒のあひて
をもなし櫛一枚ハ常なるゆゑ塗櫛を二枚さして客の気を惹かせ且かざりにも
湯女のなりしとも知るなりけり然して稍ゝ色を売るにいたり大湯女小湯女の
名目ありて(今も有馬の温泉に此名のこれり)大ゆなハ髪をあらひ小ゆなハ垢をすり髪をあらふ事ハ慶
安美應の間なりかくて過て湯女の淫風浪花ハさらなり両都にも起り此風の
為に坤廓の花もちりがて衰えかけたる風を移て吉原らの遊女等も餝に
櫛を二枚させりとぞおもはるれ事ども物にこへつるハ【傾城何々】(書名をぶく元禄十六年大坂板巻の二)
湯女の事を「郡内のまる裄に黒き半襟かけ島田に二ツ櫛」又【元禄曾我物語】

巻二「顔風呂の小三・扇風呂の萩・湊風呂の丹など元禄中頃浪花にて名高き湯女なり」又 俳諧二番鶏 元禄十五年板 「小妻と八重に折合妻の風付二枚けしたる櫛ハ鍋なり」 談海 慶長十年より寛文八年までの私記写本 巻八に「慶安元年風呂屋御禁あれば十年後明暦三年の大火に一変して風呂屋再興せし」とあり是にて江戸も湯女の盛なりしをしるべし 慶長の末銭瓶橋のほとりに始めて浅湯風呂ありし事落穂集にあり 〇周玄むかしハ貴人をむかへて遊興ある所ハ馳走の為風呂釜をしつらへし室町殿ころの紀録などにあまたみえたり按に室町ころハおしなべて女中のあつかる事ゆゑ馳走になるべき事にもやありけん 源平盛衰記 巻卅九千寿伊王が事とのみえ 重衡鎌倉にて「一日湯殿しつらへて湯に入れ奉り昼程に及びて廿ばかりなる女の目結の帷子白き裳着たりけるが湯殿の戸少し開て左右内へも不入中将重衡いかなる人ぞと問玉へば兵衛佐殿御垢にまゐらせよとて参る中畧新き櫛取具して水懸洗ひ梳などして奉る」とあり是も風呂の馳走是湯女の類なり昔ハ風呂といふも浴湯なれば常なりそれゆゑに丹水を燀したる

をば水風呂又ハ行水といふ其名今の常言となりたる也塩湯なる事室町ころの記録にみえたり・さて二枚櫛ハ 北廓雑話 元文年中江戸人の作写本巻三「今の風ハ元文髪ハ油がちにて櫛ハおほくの歯のごとくなるを二三枚さしかざしていろいろのものをさしたる七八なるもあり」とあり是今より百年ばかりまへの北廓の妓態今にかはらざるをしるべし西土ハ遊女ならねども髪のかざり大壮なり明人田藝蘅が 留青日札 六婆三姑之条下「大家婦女。赴人筵席。金玉珠翠。首飾甚多。一首大幾如合抱。中畧。及上轎時。幾不能入簾輿也。中畧。坐久頭重不堪其苦眩暈扶帰」とありさまに比ぶれバ遊女の二枚櫛八本の釵ハおとなしといふべし又列績が 霏雪録 に公風といふ小鳥人に馴易好で婦人の釵上に集るといへりいふにも小鳥なりともいふべきあるハ髪のかざり此合抱あるといふに符合せ

（九）櫛卜

新撰六帖　夫木抄にもある　信実朝臣の哥「あふ事をとふや夕げの占まさに黄楊の小櫛もしるし見せなん」此哥を　哥林拾葉集　に出せる注に「此哥ハ古記に云児女子黄楊の櫛を持女三人三辻に向て問之又午歳の女ハ午日問之今按に三度此哥を誦し堺を作り散米櫛の歯を鳴事三度の後堺の内へ来る人の言語を聞て吉凶を推　中畧　櫛占といふ事如斯」本文浜字此櫛占千年以上よりありし事なるべし然かのみならず　万葉集巻十六　卜部乎母八十乃衢毛占雖問君乎相見多時不知毛」此衢占とハ櫛占とも云し　但

同書に・石占・足占あり又　和泉式部集「さし櫛のをとふかれて、まちまくに神をぞいのるきしくし此さしもあるがひぞきかまし」これも櫛占ときこゆ古書にハ・橋占・夕占・奇占あり又　世事談　菊岡沾涼作　享和十八年板　巻五「辻占ハ泉州堺より事起る彼地湯屋町市の町といふ所の辻を占の辻といふ　中畧　古へ安部の晴明此所を過て後世の為にとて占の呑を埋たりと云傳ふ此辻に出て吉凶を定たがふ事なし是辻占の紀源にして普く諸国に此事をなせり」以上一条の全文　あづま辻占とのみいひしハ櫛占にや　此の上總角の比人に母の謂しハ我が若かりし頃ハ　宝暦中比　櫛占といふ事をせしに近来ハ貴下の人辻に立などすれば今の若き女中ハ橋占の名さへしらぬハ物変自由になりし世の事なりと語りまき噫嘻圓澤日昌なるく百遅足ける事なれ万歳不朽の時世に生れあひぬる有がたさハ中もいとくかしこし

## 十　櫛をかんざしともいひし事

源氏繪合の巻に「朱雀院より梅壺へ御絵奉らせ玉へる御返事にむかしの御かんざしのはしをいささか折りて」とあり是ハむかし梅壺齋宮にて　俗にいふ伊勢へ下り玉ひし御別れの櫛にて帝御手づから齋宮の御額へさしあそばしし此櫛のことを　木櫛を定式とす　かんざしとて哥にもよみかへし玉へる也又　同書若菜の巻上　女三の宮の裳着に中宮より櫛の箱をまゐらせ玉へる所の秋好の哥に「さしながらむかしを今につたふれば玉の小櫛ぞ神さびにける」朱雀院の御返しにもただしきかんざしなるべしにかへし　返哥　も有

此おハしましぬれて」右のなかにも櫛をかんざしともいへり是ハ髪中に刺物なる
がゆゑ髪刺をかんざしといふ只青便なり紫式部が比及ハ女のはきを簪とて挿さゞる
ふるきゆゑかんざしの名目まづなき事なし

（十一）櫛を投て親子の縁を断る・櫛ハ人に贈ぬものとの事

投櫛を忌事ハ伊邪那岐命の御事を縁として千年以前より忌するよしハ
前にいへるが如し後世になりてハ投櫛を拾へバ其人おや子のえんもきるゝといひ
ならハせりとみへたり 東鑑 建長二年六月廿四日「今日佐介に住居者俄に自
害企聞者競集り其家を囲繞て其死骸を見る其謂ハ此家の聟日来
同宅今ご田舎に下りけり聟の父智の妻に通艶言不許容父猶含ミ令
投櫛之時なまじ取者ハ骨肉も皆変て他人となるの由称之とて父潜に女子の
居所に到り屏上より櫛を投入しゝが此息女不意而取之仍父己に他人に准
じて志を遂欲時に不図聟田舎より帰り其砌に入り来間息女悲ミ不堪自
害に及たる也」本書漢文 ○今より六百余年前の実事なりされバ櫛ハいみじく忌投
まじき物ぞかし○八百年のむかしハ皇女伊勢又ハ加茂へも斎宮に下り玉ハんとせし時ハ
帝御手親櫛を斎宮の御額へ挿玉ひ是を別の櫛と名目源氏物語にも出たり
斎宮京を出玉ふ其日のおほやけまでさし玉ひしのちハ乃身をはなさず持
玉ふよし又櫛ハつげにてちいさく寸法までも古書に見へたれどもりやくすいつまでの櫛とふよしハ斎
宮に立せ玉ふうちハふたゝび京へかへり玉ハざる御制なれバの名なり此事とおなじかる息女
が自害の櫛の事に拠て櫛ハ人におくらざる物・はむかしよりの説ハ人にやれバ縁がきるゝ事
今もいましむべしされどもむかしハあるぞ人の旅立にハかならず櫛と扇をおくる事なを
落久保物語 源氏より前の物巻の四に 四ツの君播磨へ下り玉ふ時北の方より
「北の方いとよくきよら扇二十かひさしにてくしまきの箱におくりたまふ」
の人のかみをひけるしてかゝみにいれてそうす」又源氏夕顔の巻 伊予介妻を筑紫へ
下る時源氏より妻へ櫛と扇をおくるも事なれバ抄に櫛を旅立の人におくるハ髪の
千筋にみだるゝ事なる路も櫛のごとくさはりなく通るべしと祝ふ意なり

べし扇ハ又あふの心なりといへり 後撰集 鳥飼の 立野がもと 「難波潟なにもあらずみをつくし 掛
ふかき心のしるしなりけり」是も櫛をおくるなり 立野ハ醍醐天皇の御時の遊女なり大江の玉淵がむすめなりし大和物語に見ゆ
右の如く見れバ往古の歌人にも事くしらぞ婚の櫛かざしハ古く要に出づ
るへし○西土の櫛の始原ハ明人謝方紹が 古今始原 に赫胥氏木梳竹櫛を作り舜
が妹・女媧氏釵を作り笄を作り髻を作るとあり註に以荊為釵以竹為笄とみ 妻を荊妻といふハいばらのかんざしをさす女と卑下のことばなり
西土も太古ハ質朴なる事かくの如し

## (十二)神代の髪の飾・笄

神代にハ男女とも蔓艸を頭にまとひてかざりとし是を名て加豆良といふ又尊人ハ
玉を糸につらぬきて頭にもたれも足にもまとひてかざりとする事 日本紀 古事記 に
あまた所にみえたり 本文を引んハぐくし 神代にも珠を作る人ありし事神代の巻にみえたれバ
今の硝子細工の如くして珠玉を紀しなるべし此珠をかざりとする外に頭のかざりハ
なかりし人皇の御代となりてハ女も冠着たる事 天武天皇十一年の条 続日本紀

和名抄 の部 装束 源氏鈴虫の巻にも見ゆ今の世の雛人形に女の冠着ハゆゑなき
ことぞと本居大人もいへり 古事記伝巻の八 黒御鬘の註 ○さて神代の櫛ハ飾にあらずたるハ櫛の条
にいへるが如し櫛の外に笄といふ物神典にみえざれ 和名抄 冠帽の部 に簪和名加無
左之挿冠釘也又蒼頡篇云簪ハ笄也」とあれバ笄もかんざしと訓べきなり又
おなじつゞきの所に櫟鬢釵中 略 或曰櫟鬢和名加美賀岐鬢髮を導櫟する所以と
あるをも此櫟鬢といふ物今いふ毛筋立なり此加美賀岐の外にかうがいと和訓する物和
名抄にハみえざれバ千年以上にかうがいといふ名目なかりしとみえたり此後二百年ばかり
なちてハ源氏をはじめ古き物がたりどもにかうがいとあるハ加美賀岐の音便なりと
和訓栞 伊勢人谷川士清作 にいへり 説文 に簪首笄也とあれバ西土でハ簪も笄も一ツ物とせ
笄ハ本字筓なり御國にて古書に髮搔とも呑されバ此物の本用ハ今の毛筋立
の如くに清ひあるひハ髮の内の痒き所掻物とするなり 類聚雜要抄 に大治
二年 今より七百余年まへ 立后の御道具のうちに平髮搔細搔トありて図あるほとよ臨せ

質は銀・象牙・水牛など也又

簾中旧記 東山殿の時の女中衆の事を書 「まゆ作る物丸きを

しんしきさへきくなるはかうがい」とありて

図を前にあげたる大治のころの図と

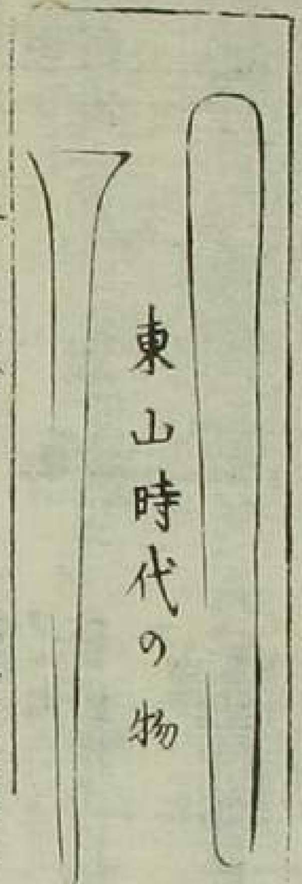


東山殿のころの図と年歴へだつ事およそ三百五十年也・さて弁ヱ一ッの考あり

源氏槙柱の巻 に髭黒の大将の北の方を父式部卿の宮の方へむかへとらんとし給ふ時姫君を母君具し

して父宮出でたまひ姫君住馴れし家を今はとてゆくをなげきて下の文に「日ごろよりかゝり給ふ東面の

柱を人にゆづるこゝちし給ふもあはれなり姫君ひはだ色の紙のかさねにたゞいさゝかに書て柱の乾割たるはざまにかうがいのさきしておし入給ふ・今はとて宿かれぬともなれきつる真木の柱はわれをわするな」とあり

・さて此かうがい

きこえし」と実然たる文句は源氏の文格にあらざる図ておもふに此弁は姫君の懐中

に有し物にて紫式部が比は女は常にかうがいを懐中に持物なるゆゑ「かうがいのさきして」と文に照応もなくかけることなるや弁を懐にもちたらんと推量するなれ

むかし此女も今と均しくかつらの痒き折は爪して掻くが如く且無礼なれば髪掻を

かうがいとき人ぞ古く訓る物なれば下賤は論なしある女は懐中に鬢掻ものであるべき此外に俗にはたとう紙は他行のふところにいるるものにて女はとくにこれを入用ある物

なり 和泉式部集 に「加茂にまゐりけるにわらうづに足をくはれて紙をまきたるを見て 神主忠頼・千早振かみさびおほまくものから式部・あしをぞしたゝむかのかみにへ」と和泉式部が連歌あるもふところ紙をいだして足の指をまきたるならん此の連歌は

金葉集 にもとみえたり又阿仏尼が 乳母の艸子 にも女のふところ紙を持事みえたり

此まゆ右にいふ「かうがいのきこえく」とあるもたゞ紙のあひだにありしかうがいゆゑ紫式部が時世は女にかならず持物ゆゑに文句に照応なく実然たるならんこれ

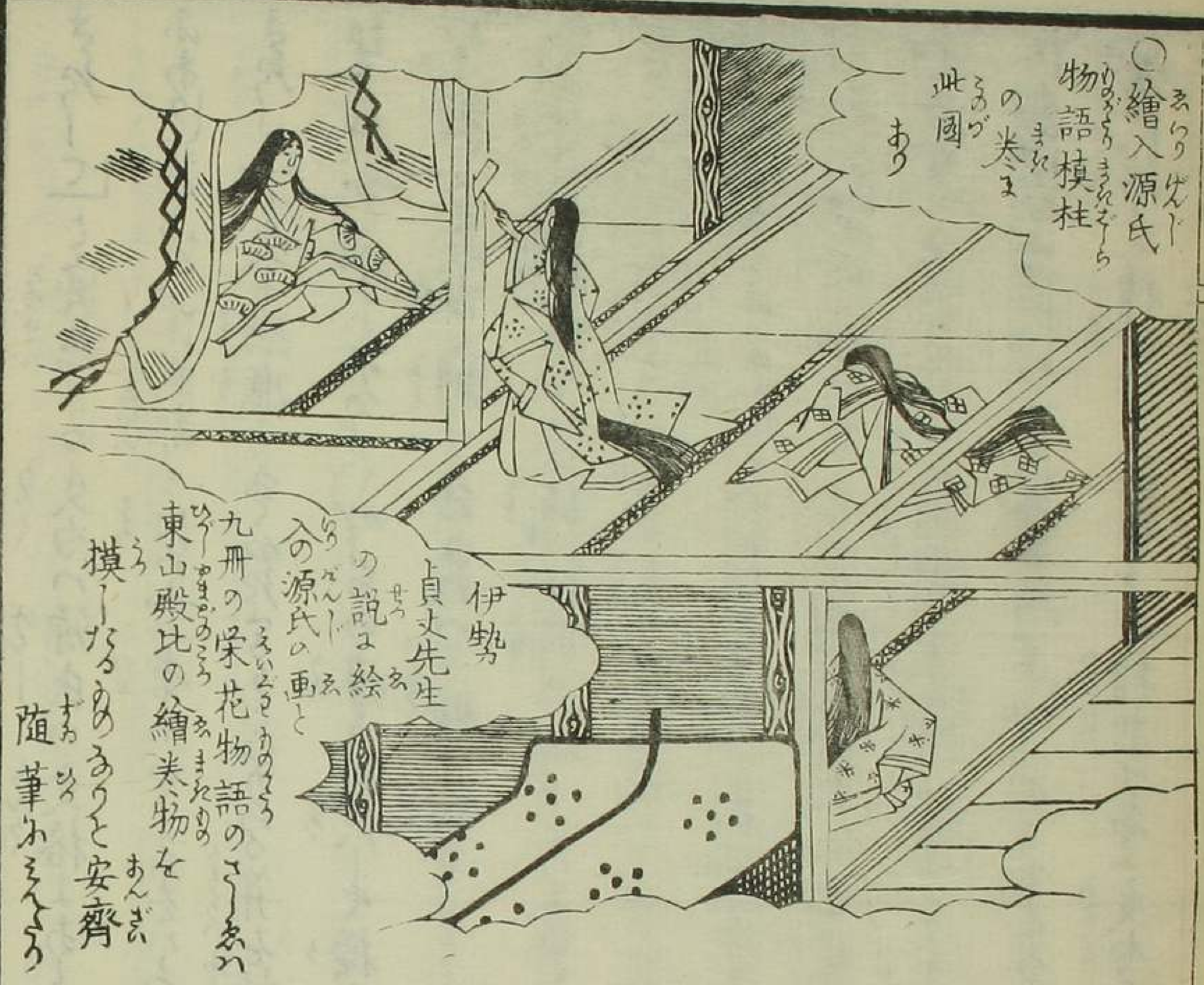


おのまゝにろのあるをねりゆくる是ハ暇にたらざれどもなりひとつ也まゝあるも○さて文かのひつたへる事なりて世然が句に「冬ごもり又よりそはん此柱」といへる句ハ件の槙柱の故事におもひよせるなるべし（世然ハ季吟うしの門人也源氏ハよくこゝろみし人也）槙柱の件の文に「宿かりぬべき空のなごり恋しく思ひ出る夕べなり」とあるハ冬ごもりの景物也「常によりゐ事へ聞しものはしらをも人にゆづるとも遺れじ事もあはれなり」



とあり蕉翁が句意ハ・おもや宿かりぬべきおりふしや「冬ごもりまたよりそはん此柱」ハ槙柱の事ハ人にもゆづらず此意ハ冬ごもりをする家移すてたる槙柱の跡をもまされりと自然の心をもふくみたる句なるべし此とのふ一字を眼目としてまたぐらの故事を言外にきかせたるハ奇く妙くあり九京可起蕉翁可頤乎不○槙柱の文句に「ひはらの紙をまきてたゞかうがいのさきしてをしいれ給ふ」とある文句とかの大治二年（式部が源氏を作りしより百二十余年のちの也）立后の時のかうがいの圖とあはせ見れば八九百年前の笄の形状目前にあるが如し○さて詩経の註にある如く男子佩之とある梯木朝の今も同じきにて男ハ笄を腰の物に刺たりしも【宇津保物語】祭の使の巻に今宮おもて宮の月を見たまひて比巴きうの琴をかきならすほどの侍従垣間見て白蓮の花をうちに笄の尖して扇をおとりて書きつけたり是ハ垣間見の庭にて腰刀の笄なるべし又大納言行成ハ殿上人ありしおりにける仲実方中将に冠うちおとされ従者をしてかうがいをもて冠をつけ守り刀

よりかうがいぬきて髪洗ろひし事十訓抄・寝覚記にもみへたり
安楽に実方行成を打ちし清少納言
実方を行成を悪みけし遺恨也帝あのりげより行成の者になるを浩らへて行成ハめし浩すへき者なりとて官位をすゝみ實方ハあの濫行によりて哥枕をみよとてみちのくへ流さかしこにて死れまう
軍用記 巻四 写本室町殿時代の物「笄ハ髪掻也烏帽子をかぶり甲をかぶるゆゑ頭の息こゝもそかゆくなる物なり其時手にてハかきがたきゆゑかうがいにてかくなり笄をもちてさぐらねばハまつしかしまげてかくなり依之笄をバ鉄にて作らず赤銅にて作るなり曲も易きゆゑなり此外先の尖りたる物ゆゑ楚忽も相応の所用多し」とあり是男子笄を佩るの実用なり楚忽ハ戦国の附今の太平ハ笄に龍獅子の金紋ある八千代万歳のしるしなりけり○右の軍用記に笄ハ鞘巻にさす物にてさやまきハ長さ六七寸より八九寸までなりといへり 此寸法ハ劔身の事なるべし 書中に鞘巻の図あり左の如し

軍用記に所載鞘巻の図

小図なれどもかうがいに耳かきのあるさまみよや

・両図とも笄に耳掻あり笄ハ髪を掻わくるなれバみゝかきをも付るハ理なり

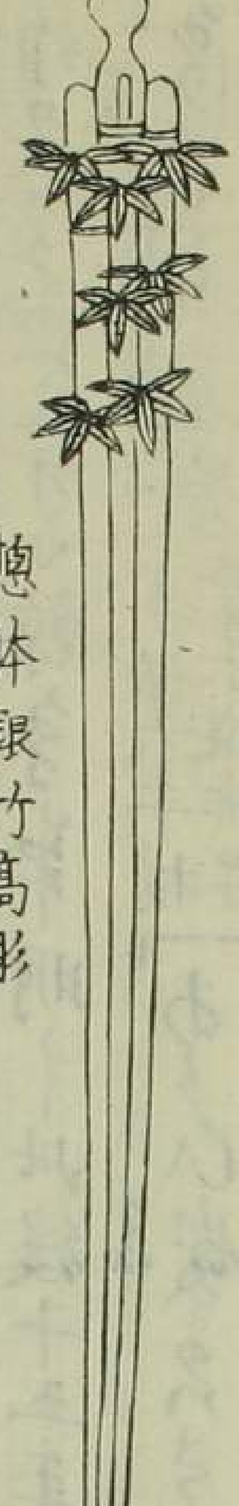

集古十種に所載 東山義政公の短刀の図に出たる笄の図

摠躰銀竹高彫

秋斎閑語巻四に但し今の説ハ非なりし如く釵に耳掻を付たるなる起立ハ簪の条に出す

べし前にもいへる詩經偕老篇に「鬒髪如雲・玉之瑱・象之揥・註揥所以摘髪・女子著髪男子佩之」とあり笄ハ和漢千古紛せず同物同用なるを知るべし然ハ竹にて作りたる物ゆゑ其字も竹に从ふなり西土にても後世笄ハ金銀瑇瑁などで貴人ハ用ふ其状も今の笄に同様なるべくおもはるゝ

史記趙世家に趙襄子吾姉の夫代王を招きて酒酣厨人に使銅の枓めくものを操て代王を撃殺兵を與して代の地を平附車を以て姉を代王が妻迎へ其夫代王の最期を聞て天に呼て大に泣・磨笄自殺・代の人其貞烈を憐死たる地を磨笄之山と名目」本文摘要とあり此文に磨とあれバ此笄金銀の物なるべし途中までの事なれバ髪に刺す事ハ勿論なり先の尖る物なれバ咽

刺ハ自害をなしたるを以て笄の形状和漢古今相同をしるべし

㊉三 笄を髪の飾に挿たる起原

前にも引る元禄三年の板人倫訓蒙図彙の櫛挽の条「笄ハ
商ふ竹・角・象牙・鯨の類をもつて造る」とあるを以てかうがいハかざりに
さげしをもしるべし。また元禄中頃にいたりて笄髷
とめ髪の風俗より起り諸国にうつりて其結ぶりハ笄を髪の根にまき
きしまきに髪を巻つけて状をなせしなり（下の髪の風ハ図の笄ハ髪を理ねる）あるをみるべし
を除く髪に刺物となりしハ此笄髷おこりしよりの一変なり「江戸土産」元禄十年板俳書
不角撰「あまり賤しくなき盃（付）・笄の鯨もあんまり目のさはり」是笄髷を旬
に作りたるにて笄も鯨なる事明し 此後十五年なちてハ精く飾りに挿物
となりしや「真葛原」享保六年板鷺水撰俳書「あらひ髪まださぬかうがい（付）・照れよき縮に
すりもお湯の肌」前句の笄を玳瑁として・照のよきと附られバ享保ごろ

今より百廿年むかし よりかうがいもはけしたりけんされど皆一枚甲のまなぬるハなく薄き物
なり「俳書十七回」享保八年板淡々撰集「かうがいハ反たるのハ雅に似る（付）・極暑ハおそれかま
くらの辺」鎌倉見物の旅の女中菅笠の下なる笄日の照に頭撚て反り
たらんものなるが笄のうすかりし証とすべし

百人女臈品定 享保八年京板 西川祐信絵本に此図あり 髪の風ハ元禄年中の笄髷の変風なり 笄髷の図ハ髪の部に出せり
・今より百廿四年前なり

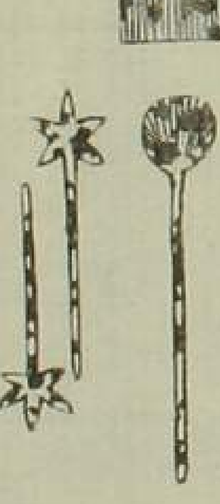

かうがい絵本中に見えざるなれバ人物の髪のかざりのみぬきとりしてあらはせり 今のやうなるかたちハかんざしなり 女ハ一人も絵になえぞ
かみさしハ両てんにみえざるなり

㊉四 孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人天保二年に開板せられたる「梅園奇賞」に載たる
和州法隆寺の宝物孝謙天皇の御簪とて其図あり されども質も寸
法も記ざるゆゑ紙障をもちて月の梅のとあらぬるもちして真物を見たく思ひ

このごろハ女装考の企ありしゆゑなりけれども潤玉なれバいかゞハせんとおもひなんで
うちすぎたりけるに天保十二年の春江戸本所回向院にて法隆寺聖徳太子の御開
帳ありて種々の御宝物もありときゝてかの御簪ハありやなしやと飢たる狗の肉
林に入るおもひにて参詣しけるに群をなす凡夫の塵埃太子にハ見まへらんと
おもひつゝ拝をなしまた宝物陳列ある所にいたり押しわく人の後よりつくづく一種ごとにひ
たすら見まもりて拝しけるに・是ハ人王四十六代の帝孝謙天皇と申奉る
女の天子なるのさゝせたまひし御かんざしなりとよろこび拝する輩ハ頭の悩をまぬがるゝ
近よりて拝をとげなんことごとくかなしひまもせぬぞやと見をうしろよぐる
さきつてはてんと援しくなの枝をたぐるえし心ちハさりつゝどもおなじ群集の後に
ありてよく拝まざればむなしくかへり次の日人よりさきにゆきて朝早く往てながみしにその
梅園寿貴なる図に露もたがはず脚岐少し挟きのみにて物ハ銀なでありける
然ども此ひそかなる人ゆゑにしてもちひちくよりて臨写したる図左の如し

孝謙天皇御簪銀製寸法如図　南都法隆寺宝物之一

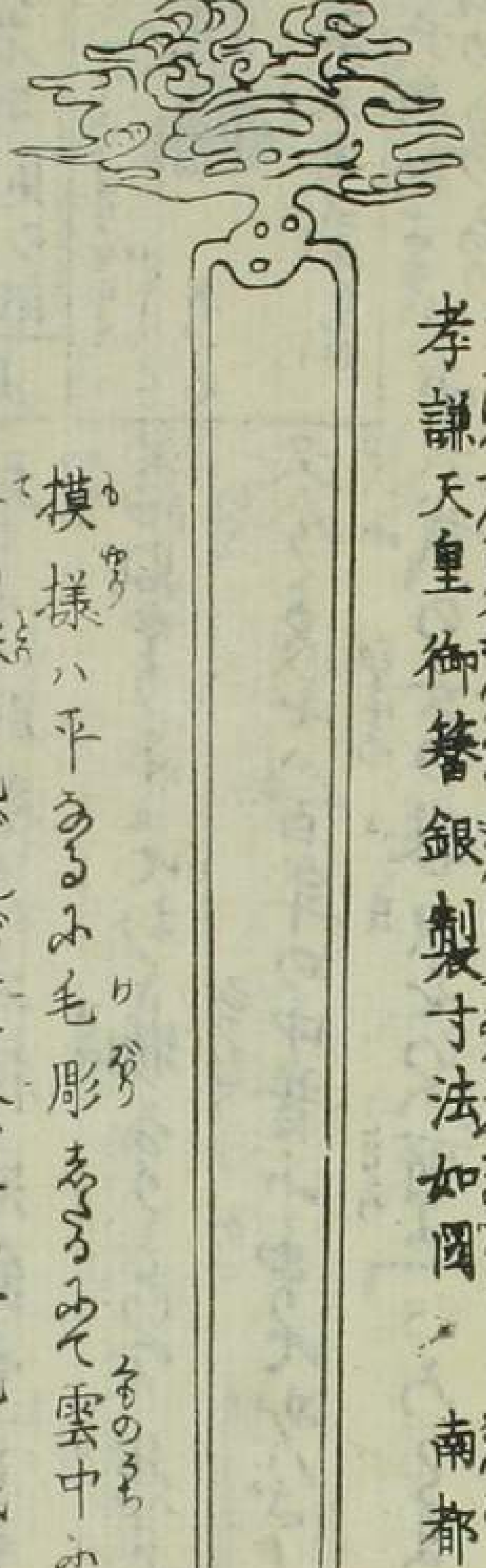

摸様ハ平なるに毛彫なるにて雲中に鳳凰の舞ふかたちと見えけるが
手に採て見ざれバ千百余年の古色を昏眼にて視さだめがたくあり

此開帳の時好事の人々御宝物どもを美称する中に此御簪の事を論じて
のひけるやう天皇の御頭に挿せ玉ふ物なれバ黄金にてこそあるべけれ色劣る品
下りたる銀なるハいぶかしとて疑訝人ありしがおのれ竊に謂此御かんざし銀なる由来よく
尊しいかんとなれバ銀ハ天武天皇の御時白鳳三年の春對馬国より始て白銀を
献ぜ其後三十二年たちて元明天皇の御時慶雲五年武藏国より始て銅を
献ぜ依之和銅と改元あり其後四十年たちて孝謙天皇御即位 御歳三十二 なれし
天平勝宝元年五月陸奥国小田郡より始て黄金を奉る此時大伴家持 万葉 巻十八
「須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻尓

金花佐久」と賦り銀ハ金より七十五年前に世に出しゆゑ帝の御簪にも
作りつらんが金ハ右の如く孝謙天皇御即位の元年に始て世に出し物なれバ
御かんざしまでも造るほどに浩用つる事ハあるまじけれバ件の御簪銀にて成しを
いかくたるとけれど金にてあらバ信がたきゆゑに似たり○周云神代に白銅鏡あり銘に洞
始て世に出るゆゑ和銅と改元さへありしを以てこれバ洞なりし神代の鏡ハ何物にて
造りしやと疑惑まべけれど神代の事どもハ人理を以て窺測べからず鉄ハ神代
よりありし物ゆゑ鉄鏡ありしといふ説あれど紕謬なりと先哲もいへり

装束図式に見ゆ

源氏物語よりハ前のものなり

(十五) 髪筋をかんざしといふ事

和名抄冠帽の具の部に「簪和名加無左之挿冠釘也」とある此簪ハ冠の纓を係く
落ぬやうにしておく物なりといへり然れバ今のかんざしとハ異りさて
又今より七八百年の中昔にありてかんざしといふ名目あり濱松中納言物語
に大貳の女の容貌をいふ所よ「いろくまあく額白きにこぼれかゝる

髪のたわまくかんざしなどおくらせけるかれと目ざろころなくなうらまべてか
なきがりしげなり」又源氏若紫の巻に紫の上の事を源氏垣間見給へる所「こちやと
いへば（紫の上の叔母のあま君をいへる）ついゐたりつらつきいとらうたげにて眉のわたり
うちけぶり（まゆげうすく 俗にカンゼガナイ）いはけなくかいやりたる額つき髪ざしいみじううつくし（カアイーラシ）
ねびゆかんさまゆかしき人かなと目とまり給ふ」とあり（此巻にハ此外にも・かんざしとあり）此かんざしと
いふ詞を本居大人の玉の小櫛六巻に註して曰「かんざしとハ髪のはらざしといふことにて
木の枝のさし出たる様を枝ざしといひ同じ物をさしそへたる様をまるこざしといふごとく
ひたいざまバ額のさまハより頂のさまへ髪生のかゝり・さする所のさまをいふ言なり
さるを今まなど笄と心得らるゝより継古の女も髪に笄させる事ハなきにも考
はざらひをくなしく強る註あり」とあり されども首飾物をかんざしといへる
事あり古今集雑の上に「五節のあしたかんざしの玉のおちたりけるをたが落しならんととぶ
らひてよめる 河原左大臣・ぬしやたれとへどしらたまいはなくにさらばなべてやあはれと

おもへん」とあり 按に五節の舞姫ハ五人を定式とせ(其の内にて誰があらじなるかんざし全ぞも)五節の舞姫がかんざしハ手筆の
証ハ 雅亮装束抄 上巻 五節所の事といふ条に「かりくし・まきくし・かんざしを
ぐして五せち所どに・掛きまゐるなり」同巻に姫君のさうぞくといふ条に「とらの日中暑
すゑ今のへか蔽ひ・かくあげまゐらく・かんざし・きんし四筋あるを・本所にまうく・
からくし・たきくし・あかくし・をぐし・まへ・あまらへ・くろ人かさみ・まうく」と
あり前にもいへる如く和名抄に簪の字加無左之と訓せられど此かむざしハ冠の
紐を留る釘のやうなる物の名なり然るに後の世にいたりてハ右に引る古今集にも
装束抄にもかんざしとあるを古今の前ハしらぬに「かんざしハ玉のあわせりけるを」と
いへるに拠て考れば今のかんざしのやうなる物にやありけん確証を得ざればしひてハ
いひがたし〇さて前に引る本居大人が源氏を註したる玉の小櫛に「かんざしとハ髪の
さしぐしといふ事といはれしハげにさる事なり其後ハさらなり也近き二百年前まで
髪おちぐし・かんざしといへり 貴船本地 文明の頃の御伽草子 ふるき絵入写本 下の巻に父がむすめを折檻

する所「ひとけにあまりなるかんざしを手にかけみおそれけんのやうにおもひかな」又 冨士人穴
草子 東山殿比の御伽草子 寛永九年板全二冊 上巻 女をかざる詞に「三十二相が具足してなけるかんざしハ
せいたいがなてたちいたにさうろうぎのまみをあぐしなるごとくなり」(虫のとうろうぎの墨まみ髪のつやたとへたる也・立板ハ板へあぶらでつやあるをたとへ)
按に二百年前までも今のやうなるかんざしといへば只につく髪のかざりなりし也其後髪飾
にも我古今のまにかんざしと云ても紛れざりし也今ハおの娘のかんざしハちがまでもあると
云ばべつなるのまへがし七焦であるらと思ふなり是等はいふ物でそれ其名も廣くなりし也

(十六) きんしといふ髪のかざり

紫式部日記に「うすものゝうはぎ・かざりの裳・からきぬ・きんしさして あるまきれと
ゆひたり」又いはく「ひまうひ宰相の君より次ぐ女房もきんしゐるひまどし
たり」とあり此外にもきんしといふ言古きものにあまたみえたりあるハ其の一ッ
を引く・さて此きんしといふ首飾文字にハ釵子とありてむかしより和訓のなき物
なり此きんしハ七八百年の中昔の比及よりや女の髪のかざりとなりしけん新撰字

鏡にも和名抄にも釵子といふ物あれど後の物にハさいしとのみ有ハあれど形状ハ
しかとしらず雅亮装束抄にハ五節の舞の下仕の女にさいしを着て出る仕方を委くかき
たる文をみれば紐ありて髪に結びつける物也然るに東山殿比の記録〔女房飾抄〕に写す本図あり

右のさいしを髪にかざるにハ垂髪の法ありてまん中へ小枕を入て髷ろ物を
あつらへ前髪にさいしを結びつけるなり結び方ハ雅亮装束抄に五節の所にくハしくあり
なり髪の毛を髷ろ形ちに作るを宝髻と名づく是髪の結ひ風に名ある
のはじめなり猶くハしくハ髪の風の部にいふべし

## ⑰ 唐国の釵子

簪の字を今のかんざしの字にあてるハ先人に引きたるごとく和名抄の和訓に本拠ありといへども今のかんざしとハ品異なれどもかんざしハ簪の字にて通用すれば別に文字ハいらぬ事なれど今のかんざしの本字ハ釵子也此さいしをも又すこしちがへくさいしにもあらぬを七八百年あまり件の国の物をさいしといへり

釵子ハ今のかんざしの本名なるよしハ西土晋の世の人崔豹が作〔古今註〕中冊にいへるを和解せん「釵子ハ蓋古の笄の遺象也秦の穆公に至りてハ以象牙為之敬王ハ以玳瑁為之秦の始皇ハ又金銀にて鳳頭を作以玳瑁為脚号て鳳釵と曰」とあり又〔字彙〕に「釵婦人岐笄」とあり又白楽天が〔長恨歌〕に「鈿合金釵寄将去釵留一股合一扇」とありて釵子ハ岐の一股を留め鈿合のかんざしハ一扇を玄宗の使へ揚貴妃がもたしなどいへるとあり又〔剪燈新話〕上冊金鳳釵記にも一對の金の鳳凰の釵子を一隻おとして鏗然と作声事哉

昏なれバ今のかんざしに異事なし又清人褚稼軒が【堅瓠三集】巻一に梁の武帝白楽天らが釵子の詩あるひハ南史を引て婦女らが首の飾に金釵子十二行さす事をいへり 此餘さいしの事のかざりの物みあまた見えたれどさし さればからにてハむかしより今にいたるまで釵子をかしらのかざりとする事件の如し西土ハ太古より髪を結ふ女風なれバ種々の首飾あり御国ハ今の如く天下翕然として結髪風となりしハ纔に二百年以来の風俗なれバ釵子などさす事ハなく百年以来の事也

## (十八) 両てんのかんざし

めがね一對のかんざし銀さす事ハ享保あたりの繪にもまゝ逆き寛政の間もちゐしが今ハまれにて有る物をとぞ此両てん西土ハ古くよりありし物なり名を鈿合といふ古書にも見えたり也清の徐震が【女才子書】乾隆十五年板 美人宋琬が傳に燕の鈿合の釵の一隻をおくりたりとなる事を記せり友人雙松舘主人清作の鈿合を藏する圖の如し

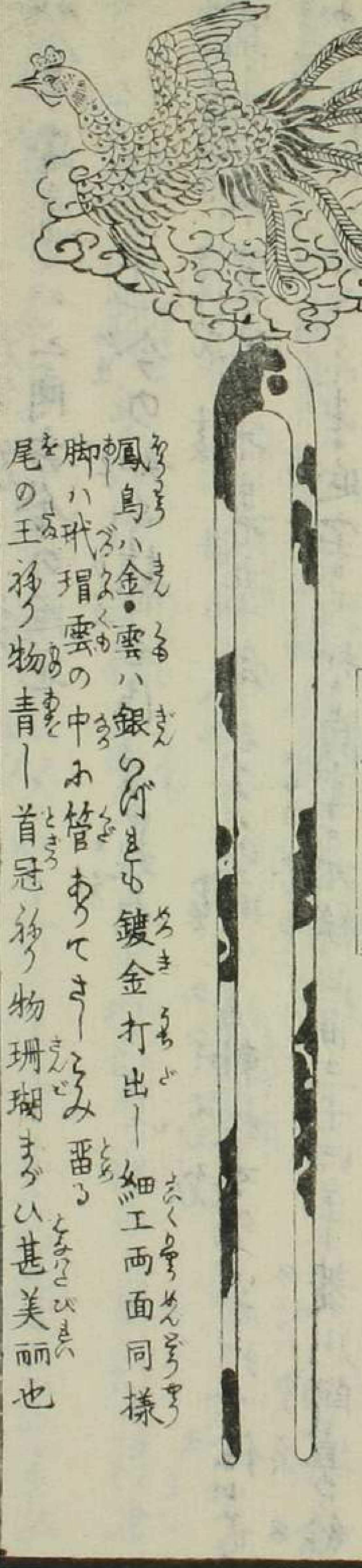

清朝乾隆年间製

雙松舘所藏

・二本一對の物なれど共に一ツを圖す大さ圖の如し

鳳鳥ハ金・雲ハ銀のいづれも鍍金打出し細工両面同様
脚ハ玳瑁雲の中に管ありてさしこみ番る
尾の玉彫り物青し首冠彫り物珊瑚まづハ甚美麗也

右ハ双松主人の父翁寛政の頃長崎に遊びたる時娘への土産なりしとぞおのれが視るハ文化のはじめなりき中華古今註に秦の始皇の時鳳頭の釵玳瑁を脚とせしとあるによりて清人右の如き鈿合を作り賣たるか

## (十九) 花かんざし

花の枝を髪に挿ハ往昔男女の風なり【万葉集】巻二 長哥 山神乃奉御調等春部者花挿頭持秋立者黄葉頭刺理 下畧 又【源氏紅葉の賀】にも源氏の君紅葉をかざしに用ゐる事ありて挿頭花と書てかざしとよむハ義訓なり

本字ハ髻なり「體源抄」に「舞人着冠必有挿頭用其時花」とあり大内の
花の宴などハ公卿の人々花をかざし其ハ諸書に見ゆるのちにハ剪綵花をも用
ゐる事もありたり西土も生花又ハ剪綵花をも男女髪に挿事「陔餘叢考」巻廾一
簪花の条に諸書を引ておほくの故事を記せり 抄録するハ全文をのせざれバつまびらかならざるなり 又天竺国
にても佛在世の時 かろハ周の穆王の時日本ハ・ウガヤフキアヘズノミコトノ御時ナリ 生花をもちゐ花やかんざしにする事
・慧林音義 第十八 翻譯名義集 第七 などに花かんざしを天竺にてハ「摩羅」といふ
華鬘なりといひ又釈迦如来叔母に示されたる「大愛道比丘經」にもみえたれバ花
かんざし挿すハ三国古今の風也

(廿) 今の如く簪をさしたる起原

寛永以来寛文の末まで五十年ばかりの間の画軸板本のうちにも女絵ども
にハ首飾一品もなし・延宝・天和・貞享・元禄此間三十四年菱川師宣が絵
本あまたあれど遊女すら髪のかざりなし 櫛ハさしたる事書にハまれにみえ

なれど絵にハなし貞享五年板 此年元禄と改元 「好色盛衰記」巻三に「今の女むかしにかハりてさ
まざまを仕出し似をたしなむ化粧道具数々あり首筋より上ばかりに入用の物ども
十六品あり まづ・髪の油・鬢付・長かもじ・小まくら・平元結・ものびかた・かう
がい・さし櫛・先髪・紅粉・白粉・歯黒・まゆずみ・かのこ頭巾・留針・浮世
ぐら笠・あらましさへ此通りぞかし」かくあれバ此頃ハかんざしハいまだ
然れども是より二年前貞享三年板「一代女」前なれども此書も大坂の板 巻三に「琴の清き器
遊しける附の猫をなつけるに何の用捨もなく奥様のおぐしにかきつきかんざしに
小まくらおとせし」とありおなじ所に「かんざしといふものつかひし此書ハ一人の女さまぐに世
をわたる一代をしるしたる物語なれど全部五冊の文中此一本のかんざしのみにてさし絵
にもかんざしなけれバ証としがたく此後廿七年たちて正徳三年板「本朝廿四貞」巻三 辻
にて金涌の所「魂をぬくし心をとろかして涌るみぎものさし櫛かんざし首に掛たる舟お帯」
とありおのくに涌に出る乙女子常にハさゝぬ櫛もかんざしもはなやかにつくれるぞかし

正徳六年板とある（此年享保と改元）［繪本園若草］（京板大本全三冊 西川祐信筆）にあまたの婦女を画たる中に
櫛笄ハのこらずさしたるを多けれどかんざしさしたるハ四人にて其かんざし左のごとし

○正徳のころのかんざし

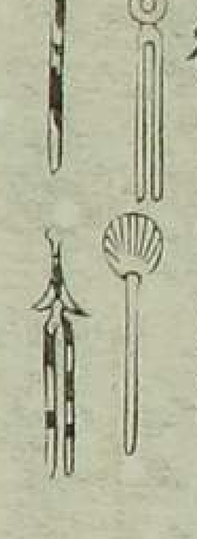

人物をのせざるハ梓工をはぶくゆゑ也
・いづれも銀なるべし

○寛永の比及より元禄中まで八十年可の間江戸にて上梓の浮世草子ハ甚稀也
写本にて傳る随筆物にハわづかに図あしたれど菱川師宣出て延宝より元禄の間まで浮世の時粧を画る繪本どもあまたあれど師宣が在世ハおよそ三十年浮世文章の作者なかりしゆゑ時粧のさまを考べき証なかりしゆゑに前にあげたるハ諸京大坂の風俗なりされど物の流行ハ天の左遷に順ふ物ゆゑ都浪花の女風もおのづから東なるなるべしされどかんざしさす風も稀なりし・はやくおのおのに新付油といふ物（そのむかし油の条にいふべし）ハ髪の世に出てのち髪のゆひざまも大くかはりて此まへよりハかしらも痒からんに師宣が天和元禄あたりの画などみる北廓の遊女まで櫛も笄もかんざしも見ぞかしられ痒き時ハ爪にてかきしや髙尾など爪にてかしら

いかなりけん遊女などさへかんざしさゝざりしにや・さて件の書どもをよみけるに按るに今の如く人なみかんざしをさす風にならしハおほかた元文あたりよりの事とおもふひんなくして一証をえたり［我衣］（此書ハ元禄以来の雑事を古老に聞およびたる写本の随筆安永の比を盛に歴たる江戸人曳尾庵作）「花簪ハ元文寛保の頃舞子など銀の梅の枝に銀のかんざしをつけたるをさす此よりてまれに音のまちまちにはやらへなる物なり其頃世にふる」とあり然れバ常の簪をさしたると明しる今より百年のむかしなりけり

㉑ 南天の木の釵子

［續畸人傳］にのせる松岡恕庵が傳に東涯先生若かりし時より白き木綿の布子に白きもめんの帯なりしとぞ一日恕庵東涯先生のもとへゆきし時蠟燭の流れを奴僕に与ふ傍の人これを問ひしに髪付の為也と答へしとぞ又ある時南天樹の太き幹を取出して僕をよびあたへよ此南天ならばかんざしにせばうくひまあとのにさしとせよといひしとあり（本文の要をとる）按るに先生のかくいはれしハ四十

歳ばかりの元祿末の比なるべし然りとされど當世に玳瑁もある時なり然るに南天の木の釵子をむすめにさゝする事平日白もめんの布子なりし事鴻儒の大家として父子二代節撿なりし事齊家の徳行尊ぶべし・仁齊先生ハ寛永六年の生れ宝永二年没せらる享年七十八其長子東涯先生ハ寛文十年生る仁齊卅二の時元文元年没せらる享年六十七「先哲叢談」四巻に右両先生の傳詳なれど没年しるさゞるゆゑ女装によしなけれど筆のついでにしるす

## ㉒ 歩揺簪

寛政の間ぴらくのかんざしとて花の折枝などに鎖を幾すぢもさげ其さきへハ鳥蝶あるひハ鈴のるゐ一品の物を鎖毎に付たる銀のかんざしはやりし事ありて振袖きるほどの乙女ハぴらくをさゝざるハなかりしゆゑ其比の川柳点に「ぴらくをぴらくかざむ由良助」寛政八年泉岳寺義士開帳 文化に到りてふつとすたり俤さへ箱せこかんざしとのみ稱に残りしも今ハまさなり此ぴらく西土にいと古し「釈名」後漢の人劉熙が作「歩揺上有垂珠歩則揺也」又「晋書輿服志」に「皇后首飾假髻歩揺」とあり楊貴妃もさしたりとて楽天が長恨哥にもあり近くハ清人の抽中もあまさえんたり此歩揺ハぴらくのかんざしなり和漢約せずして同物なるも奇といふべし・前に引る我衣にいへる正徳の花かんざしにたんざくさげたるハぴらくのかんざしの権輿とすべし

清俗奇聞所載
歩揺簪

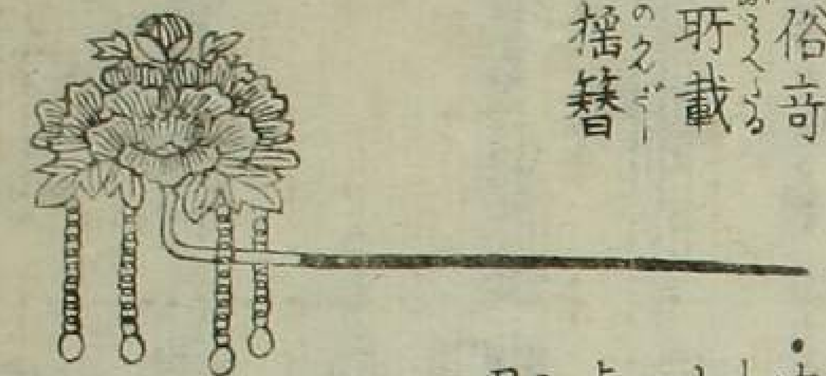

・清朝ニテ小女のさす由書中に見ゆ
銀細工なるべし

## ㉓ 後刺・青龍刀のかんざし

今うしろざしとて簪を耳の後にさす事五十年前寛政間よりの風なり其以前書中にも画にも見えず西土ハいと古し「字彙」釵の字の註に敢欽定ら情詩をひきて「何以謝別離耳後玳瑁釵」とあり和漢駢事あり

・三十年前青龍刀のかんざし哥妓どもさしはやらせし

事あり簪には似気なき物とおもひしに西土にも【捜神記巻七】に晋の恵帝元康中に宮中の婦人瑇瑁の属にて斧・鉞・戈・戟のかたちを作りて當笄とせしなり

㊉四 裁細工の花かんざし・まげゆひ・まへざし

裁あるひは紙細工の花かんざし今あれども用に京製なるはすぐれて美工なれど價は廉く樸なく雅なり此物今より四五十年前某の御館に仕へたる女中偶然作りたりけるに徐々職人の作るやうになりしと其のみなもとをつくる老婦らいへり西土は甚古し漢の世に華勝といへる晋にいたりて立春の日宮女たちへ綵勝を賜ふ事あり剪綵作るゆゑ綵勝といふよし【事物異名録】巻十六服飾部房箋ヶ作になりたり○今のまげいふひとつは安永の間踊子と唱へて酒宴の席へまねかるる小女子・橘町にあまた住けるに席へ出るおりは美服の振袖にて人柄よきをかざらず肯趣とて其中に有名・おどり子緋縮緬の丸ぐげ乃まるに金糸の縫をつけたるを島田の髷へむすびてかざりとなしけるに紙の平もと

ゆひよりは美にして艶なる踊り子ども皆丸縫のまげゆひなりしゆゑ良家の女子も見学びけるにや世上にもはやりしと亡兄醒齋翁語られきされば髷へ綵裁を掛る事は今より七十年およびの一風なり其のち天明のころより丸ぐけまたは小帛のきれを掛る便利になりてより都會はさらなり山家海村の婦女も綵帛の須巾なるざるはなし是今の時粧なり此物西土にては・擷子 捜神記巻七 またさる頭須巾 事物紀原巻三 といふ【舜水朱子談綺】下巻衣服部に「掠頭は絹にて廣さ一寸ほどの帯の如くにして後より額へまはして又引かへして髻へ巻おく物なり」とあり此書は明人舜水先生御国へ帰化して明朝の風俗をかたられしを記したる物なりまげゆひは橘町よりはじまりしさまに明なれはありけり

㊉五 釵子に耳搔を作り添し随筆

笄に耳かきのあるは前にあげしたる如くいと古しかんざし此耳搔は近し【閑窗自語】寛政の比某卿の御随筆なりといふ物になんなる「或人かたられし今の世女のさすかんざしは享保廿年ごろ

までハなかりけることぞ挿毛よりかんがふるに繪草子などに載たるにも其の頃まてハかん

ざし髪搔のなづけをもちゐず然ば近頃のものなるべし又ある人の物語を聞に

享保の頃までハ女のこどもなどハ死たる者の形ちある者のかんざしをさしける

されば御厨所預故若狹守宗直ワかりしより好事のものにて耳搔を其處の

ちに人につけてはやらしめかんざしみゝかき通用なりしとおもひて人におくりしになり

あるものゝ者どもよろこびてもてはやしてもてあそびしよりこれを人々今ハ貴賤と

なくもちゐてもちゐざるもなきにいたる事なり 挿毛かんざしハ髪のかざり

みゝかきハ理髪の具にもちゐるよしとあり 此支他の随筆にも見ゆ ちのみ文化十三年上京の時

加茂の季鷹大人にまみえて對話しけるにある時語の事におよびけるに大人

謂るハ閑窓自語にかきしるす如くかんざしへみゝかきを付たるハ宗直ぬしの創意なり

然るに其頃北野に開帳ありしにまうでし商人宗直の創意を襲ひ梅をちらし紋に

みえたる銀かんざしかんざしを北野の社内にて賣けるに人々めでてもてはやしたるよしなり

ききある簪世にもちゐ今のかんざしにくべて耳搔ある物になりて今げのことなりさます

然りけれのかんばしめり唐人がいへば日本の女ハ耳の穴を掘りとおもふべしと大笑ひし

たる事あるき件の説どもに拠バ簪に耳搔ありし肇ハ享保三四年の事なるべし

耳搔ハ理髪の具とはいはれまじくはらへなり 類聚雑要抄 巻四 大治二年立后御調度

のうち理髪道具の具の内にみゝかきの圖ありあはすもの

今ハ西土にもかんざしにみゝかきあり

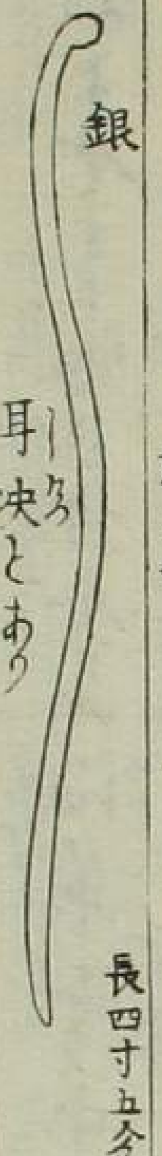


新渡の簪

山東菴所藏

耳搔ある簪の書にみえたるハ清人李王逋が 蚓菴瑣語 にあるを和解せし一遙

桑林の中を見バ一絶色少女向地て若有所覓者生徃問女曰金空

耳簪を先生代為覓之草中」とあり按ふにたゞ簪といへど
金究耳簪とてもあるをおもへバ御国の今の如くかんざしとわかつべきほどの
かざしあるにハあるべからずとおもへる
○和漢の首飾備あまさ抄録かたはしをあぐるのみにて棄つ次に歴世の
髪の風の沿革をのぶべし

(廿六)神代の髪の風

およそ事物の古今に沿革ある中に独女の髪の風のみ神代にかハらざる垂
髪を式正とするハ繪え姞の鶴亀も千歳を契る緑の黒髪のかハらぬ万
代の姿実に慶事神の御国の験ありけるといふべし▲抑も神代
の髪の風ハ男ハ髻を一ツに結て二ツに左右へ綰ね貫き其糸に清らか
なる玉をまとひて飾とする支櫛の斧なり今の如く伊邪那岐尊左右の御髻に
湯津津間櫛を刺せ玉ひ御髻に黒御鬘を掛け玉ひしなど御髪の形状を

推量すべし・さて又神代の女の髪ハ今の世の式正とする垂髪に少しも違ことなし
其証拠ハ[神代巻上冊]に天照大神御弟の素戔嗚尊国を奪んの志ありと
きこしめして軍の用意の為に俄に男の姿になり玉ひし事を「結髪為髻
縛裳為袴便以八坂瓊之五百箇御統纏其髻鬘及腕又背
負千箭靫」[下略]とあり・髪を結て髻と為・とあるにて常ハ垂髪なる
事明く男の髪の結かたなる風にもなる五百箇御統ハかの玉の髪鬘なり・及
腕に纏とあれバ腕にも玉をまとひてかざりとする事をしるべし此文のつゞきに
素戔嗚尊の左り外結右の結とハ詞あり髪を左右にわかち結ゆへ事明て灼然なり
・さて神代の女ハ髪をたらしおく風人王となりてもかはらざりし証拠ハ人王十二代
景行天皇の王子小碓命[後日本武]御歳十六の時御父の命によりて王命に
随ざる熊曽武を欺き討んとて乙女に扮玉へるに[古事記]「如童女之髪梳垂
其結髪」とあり 按に御歳十六なれバまだ髭もなく玉ハざりしゆへに乙女に似せ玉ひしならん 又[日本書紀]神功皇后三韓・新羅・高麗

百済と三韓といふ總名朝鮮を征しまひんとて官軍を出しまひし時筑紫の橿日の浦にて御髻を解せまひ海に臨て曰吾神祇に被教皇祖の灵に頼滄海に浮渉り躬西征せんと欲す是以令頭を海水に濯若有驗分為兩即海に入まて洗之に自分皇后便に分結て為髻 中略 假に男貞になりまひし 本文

和解摘要 是なりしまひし髪をあらためて双绾の男容になしまひ男と見せて三韓を征しまひし也 繪などにかちごまげにかきたるは此皇后とえんまし 是等の故事にて往古の男女の髪の形状をしるべく今の下げ髪は神代よりの風なるをも通曉べし扱次に中昔の髪れ風の事どもをいふべし

○ 剃胎髪

今の世出生の小児は貴賤とも出生より七日にあたる日胎髪を剃事古礼風儀なり今を去事八百五十年のむかし寛弘五年八月十日一條院の中宮彰子 東門院 王子を産まふ 後一條院 敦成親王 後第七日にあたる世あふ日御産剃ありし事を 榮花物語 初花の巻 に「うちよりは浩かひあさぎぬにきぬまでも 若宮 御出生の王子也 の御はしきにも女房もあやめとおしたらる其の日にぞ若宮の御ぐしそぎ給ふて御ぐしそぎまゐらせ給ふ「うぶぞり」一本うぶそり ことさらに御宰の後ちてある也」是七日にあたる日なれバ産剃の日限今にかはらじ

○此中宮ハ関白道長公の御女なり此物語の本文に「うちよりは浩かひ」とあるハ一條院より中宮の御産所への御浩かひ也されぞ親の許にて王子を産まひしを今に比て女中達いぶかしくおもひまへんもあるめり此よりハ下に出そ婚姻の事の下にいふべし又此比及ハ産剃中も今の如く剃刀ハ用ひぞ其の事れ義ハ次の巻にいはん
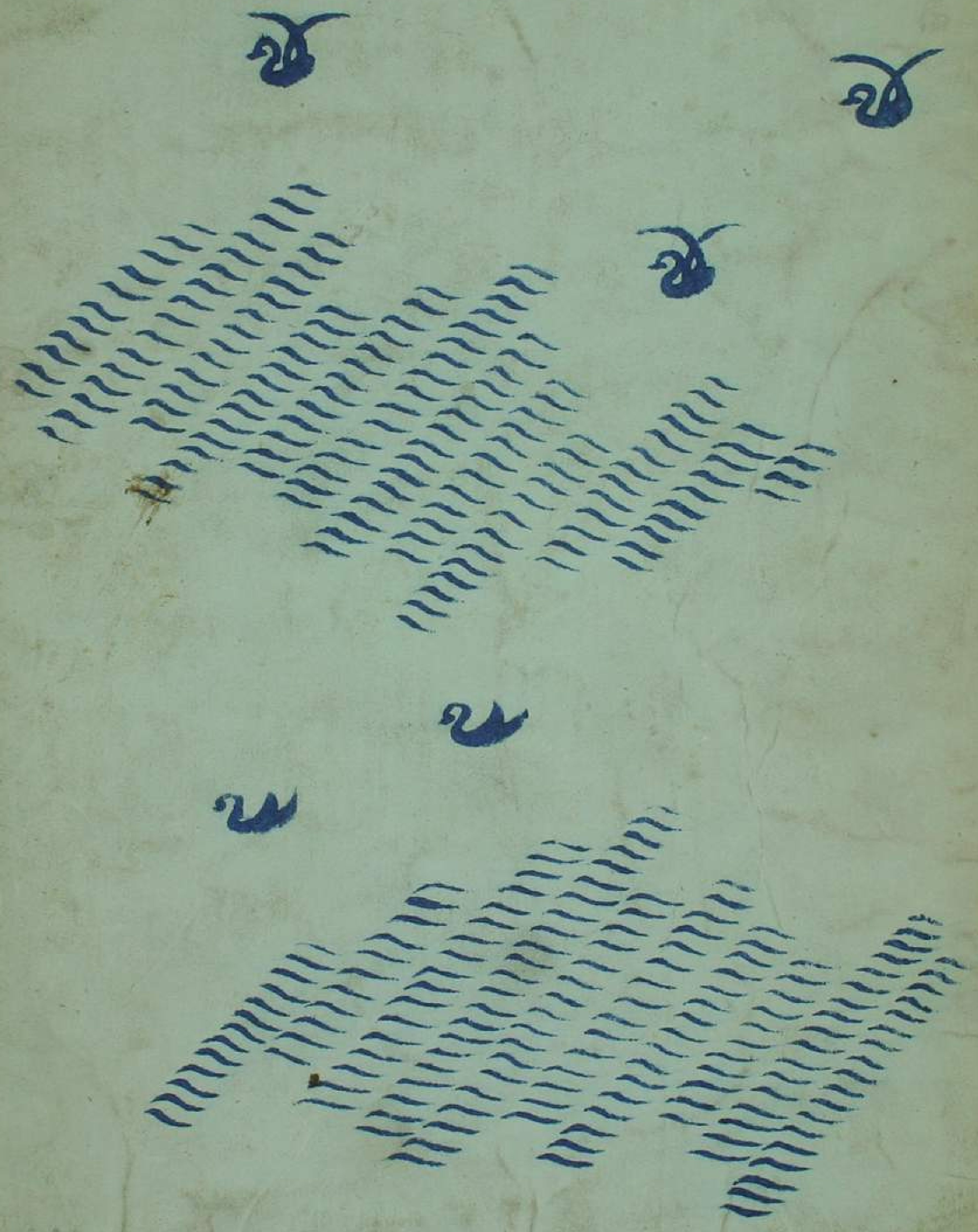
歴世女裝考巻二終